

第三次須坂市環境基本計画

2021 - 2030

概要版

第三次須坂市環境基本計画 概要版

編集・発行 / 須坂市市民環境部生活環境課
発行 / 2021年3月
住所 / 〒382-8511 須坂市大字須坂1528-1
電話番号 / 026-248-9019

このパンフレットについて

須坂市の環境を良くするための環境基本計画の改定を行いました。このパンフレットは新たな計画の概要版です。本市に関わる全ての人が連携し、よりよい環境づくりのために取り組みを行いましょ。

須坂市

環境基本計画とその目的

環境基本計画は本市の環境をより良くしていくため、市民・事業者・行政がそれぞれ何に取り組むべきかを示したものです。

環境基本計画で設定した「めざすべき環境像」を実現するため、全ての人々が連携し、それぞれの立場で取り組みを行い、共に創りあげていくことで、自然と人が共存・共栄し、健康で豊かな生活ができる社会の実現を目指すとともに、良好な環境を次世代に引き継ぐことを目的としています。

めざすべき環境の姿

豊かな森・里・川を誇りに、しあわせ感じる環境都市 須坂へ
～環境資産を共創により、磨き、高め、次世代に継承する～

本市は山地の多くが上信越高原国立公園に指定され、五味池破風高原自然園、米子大瀑布や峰の原高原など優れた自然景観を有しています。また、市街地も桜の名所である臥竜公園や歴史あられる蔵の町並みを有するなど豊かな環境に恵まれています。これらの資産を次世代に継承していくためには、環境への負荷が少ない持続的な社会を築いていく必要があります。

計画の期間とその主体

本計画の期間は

2021年度から2030年度の10年間

とします。（本計画の中間年となる2025年に取組みの達成状況を確認し、必要に応じて修正を行います。）

本計画における取り組みを行う主体は、本市に関係する市民・事業者・行政のすべての人です。持続可能な社会を築くためには、それぞれの立場で取り組みを行うとともに連携や共創をしていくことが重要です。

基本目標

1. 地球温暖化の防止

地球全体の喫緊の課題である地球温暖化防止のため、須坂市全体の温室効果ガス排出量削減目標を明確化し、取り組みを進めます。

2. 生物多様性の保全

「生きものが持つ個性とつながり」である生物多様性を保全していくため、生きものの状況を把握し、取り組みを進めます。

3. ごみの削減・資源の循環

大量消費・大量廃棄型の社会を見直して、限りある資源を大切に使い、ごみ処理の負担を減らしていくための取り組みを進めます。

4. 安全・安心・快適なまち

より暮らしやすい須坂市をめざして、私たちを取りまく身近な環境をより良くする取り組みを進めます。

5. 環境を学び・行動

須坂市で暮らし、働き、訪れるすべての人々が、それぞれの立場で、学び、力を合わせて、取り組むための仕組みづくりと機会の提供等を進めます。

施策体系

基本目標

施策の内容



1. 地球温暖化の防止

地球全体の喫緊の課題である地球温暖化防止のため、須坂市全体の温室効果ガス排出量削減目標を明確化し、取り組みを進めます。昨今、従来の温室効果ガスの発生を抑制する「緩和策」に加え、既に起こりつつある影響に対して、自然や人間社会のあり方を調整する「適応策」も重要となっています。

目標値

指標	現状値	目標値（2030年度）
市全体の温室効果ガス排出量	362千t-CO ₂	261千t-CO ₂
市内の再生可能エネルギーの事業計画認定規模（累計）	15,549kW	25,000kW
市全体の運輸部門の温室効果ガス排出量	110千t-CO ₂	80千t-CO ₂

施策内容(一部抜粋)

- ◆ 地球温暖化防止活動の実施
 - ・ 気候変動適応策の推進
- ◆ 省エネルギーの推進
 - ・ COOL CHOICE（クールチョイス）の普及啓発
- ◆ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの推進
 - ・ 太陽光発電システム・太陽熱利用システムの導入支援
- ◆ 運輸部門の温室効果ガスの削減
 - ・ エコドライブの普及啓発、浸透

2. 生物多様性の保全

本市は高地にしか生息しない希少な高山蝶や高山植物が生息するなど貴重な自然資源を有しています。

近年、山里を中心に本市でも遊休農地等の増加を背景に鳥獣被害が深刻化し、生物多様性が損なわれつつある一つのシグナルと考えられます。そのため生物多様性の保全と自然環境の向上に取り組みます

目標値

指標	現状値	目標値（2030年度）
二ホンジカの駆除頭数	38頭/年	30頭/年
希少生物の保全パトロール回数	4回/年	4回/年

施策内容(一部抜粋)

- ◆ 環境に配慮した農林業の推進
 - ・ 遊休農地の解消
 - ・ 鳥獣被害防止対策事業の推進
 - ・ グリーンツーリズム体験プログラムの実施
- ◆ 希少な生きものの保全
 - ・ 高山蝶保護パトロールの実施
 - ・ 高山蝶の自然観察会の開催
- ◆ 特定外来生物（外来種）対策の推進
 - ・ 特定外来生物（アレチウリ等）の駆除

3. ごみの削減・資源の循環



本市では年間 10,968 トン（2019 年度）の一般廃棄物が排出されており、市ではこれらのごみを収集し、再生できるものは再生、再生が難しいものは処理をし、最終的には埋め立て処分を行っています。これら事業には多額の費用がかかっています。

そこで、ごみの資源化を推進し一層のごみの減量をめざすととともに、限りある資源を有効に使うための取り組みを進めます。

目標値

指標	現状値	目標値（2030 年度）
1 人 1 日当たりのごみの排出量 (g/人・日)	747g/人・日	736g/人・日
不法投棄件数	39 件/年	30 件/年

施策内容(一部抜粋)

- ◆ ごみの減量化・資源化の推進
 - ・ごみ排出量の削減
 - ・ごみ分別の推進
- ◆ 不法投棄の根絶
 - ・不法投棄に関するチラシ、市報等を用いた広報活動の実施
 - ・不法投棄防止看板を作成・配布・設置



4. 安全・安心・快適なまち

本計画で扱う環境の分野は幅が広く、水、大気、騒音・振動等の公害、公園・緑化といったまちの基盤から、歴史・文化的なものまで、様々な項目が含まれます。

ここでは、私たちのまわりを取り巻く様々な生活環境について、「安全・安心・快適」という視点からの取り組みを推進します。

目標値

指標	現状値	目標値（2030 年度）
主要河川（7 河川 12 地点）の BOD 値	1.0mg/L 以下	2.0mg/L 以下
騒音、振動、悪臭等の苦情件数	61 件/年	40 件/年

施策内容(一部抜粋)

- ◆ 大気・水環境の保全
 - ・主要河川の水質調査の継続実施
 - ・大気環境の把握と監視、公表、指導
- ◆ 生活環境の保全
 - ・騒音・振動・悪臭等の改善指導、改善要望
- ◆ 良好な景観形成の推進
 - ・花と緑のまちづくり事業の推進
 - ・文化財・まちのお宝（魅力）まるごと電子ブックの拡充

5. 環境を学び・行動



環境をより良いかたちで未来へ引き継いでいくためには、市民一人ひとりが環境の現状と課題を知り、身近なところから取り組んでいくことが必要です。本市では市民とともにエコ探検隊や水生生物観察会などの学習の機会を作り、今後も引き続き学校教育や生涯学習等を通じて提供していきます。また、今日の環境問題は多様化・複雑化・広域化しており、そのため身近な環境に関する問題を知り、学習することから取り組みを行っていきます。



施策内容(一部抜粋)

- ◆ 地域における環境学習の推進と協力
 - ・ 臥竜山たんけん（自然観察会）の実施
 - ・ 「エコ探検隊」の実施
 - ・ 環境衛生推進協議会への支援
 - ・ 市内一斉清掃等の実施
- ◆ 学校教育における環境学習の推進と協力
 - ・ 農業による自然体験活動、地域の大人との交流を通じた子どもたちの健全育成



計画の推進

①行政

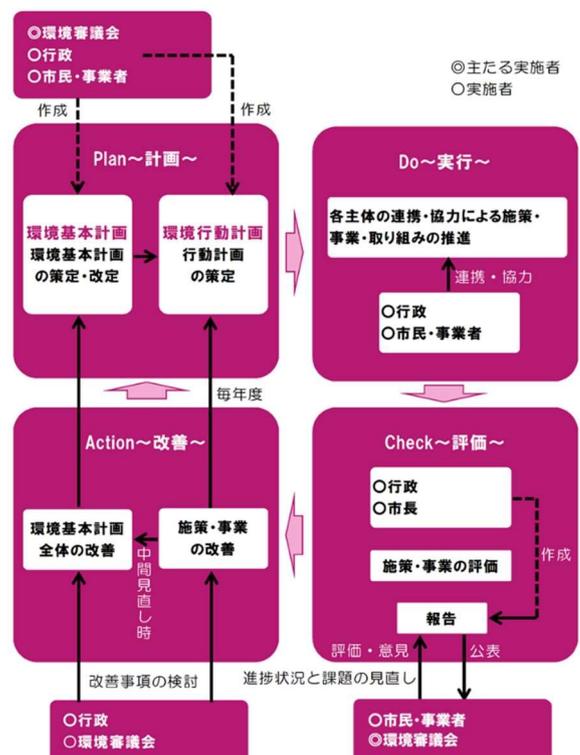
- ◆ 市役所の環境マネジメントシステムを推進します。
- ◆ 本計画の策定及び取り組みを推進します。

②環境審議会(公募による市民代表や各種団体及び有識者により構成)

- ◆ 計画の策定見直し等に関する事項について調査審議提案を行います。
- ◆ 本計画の実施状況の評価、提言、行動計画の実施状況のチェック、課題点等の意見集約を行います。

③市民・事業者

- ◆ 本計画の策定見直しに参加提案します。
- ◆ 市の取り組みに参加提案します。



市民・事業者の役割と行動(抜粋)～私達にできること～

1. 地球温暖化の防止

- 地球温暖化の現状やできる取り組みについて知る
- ハザードマップを知り災害に備える
- 家庭の省エネルギーを推進する
- 再生可能エネルギーを導入する
- 公共交通機関や自転車を利用する
- 自動車の買い替えは次世代自動車を検討する

2. 生物多様性の保全

- 地元農産物を積極的に利用する
- 地元産の木材や林産物を利用する
- 市内の生きもの、希少な生きものについて知る
- 特定外来生物を駆除する
- 環境に影響を与える外来生物を 入れない・捨てない・広げない

3. ごみの削減・資源の循環

- ごみの資源化について知り、実践する
- ごみを分別し、決められた出し方を守る
- 自分に合った方法で生ごみをたい肥化する
- 不法投棄を許さない環境づくりをする
- 産業廃棄物、一般廃棄物の品目、処分方法について知る
- 産業廃棄物の適切な処理をする

4. 安心・安全・快適なまち

- 地下水の保全に努め、汚さない
- 河川にごみや油を流さない
- 公共下水道に接続する
- 騒音・振動・悪臭を発生させないように努める
- 歴史的な町並みを維持保存する
- 環境基準や関係法令を遵守する

5. 環境を学び・行動

- 環境にかかわる学習や活動に参加する
- 学校での環境教育に協力する
- 地域における取り組みへ参加する
- 事業所における取り組みを周知する
- 従業員の意識の向上を図る

